

第25期第7回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和6年2月5日(月曜日) 13:30~14:45

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第12番	曾我部英敏
第4番	塩見敏夫	第13番	小野春雄
第5番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第6番	横井直次	第15番	眞鍋篤俊
第7番	寺尾俊行	第16番	土岐典子
第8番	星加誠	第17番	渡邊勝俊
第9番	藤田隆	第18番	石川千壽子
第10番	田村伊佐雄	第19番	山口三七夫

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	矢野一臣	第8番	神野明仁
第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第11番	土岐秀男
第4番	永易博隆	第13番	高橋秀実
第5番	小野義尚	第14番	神野鉄治
第6番	井下八郎		
第7番	神野伸二		

(3) 欠席委員

第1番	岡田悦明		
第10番	眞鍋哲哉	第12番	飯尾博光

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	藤田美保
農政係長	中島康治	主任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 利用意向調査及び貸したい希望一覧について



13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員18人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

みなさん、こんにちは。

やはり雨が降ると寒いですが、昨日は二十四節季では立春ということで、これから春になるということです。愛媛ではお椿さんが過ぎないと、暖かくなるとよく言われております。今年もそうではないかなと思います。いずれにしても、暖かかったり寒かったりしますので、みなさん体調管理には気をつけていただいて、農業委員会の活動等にご尽力いただきたいと思います。

それでは、ただいまから第7回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議題につきましては、まず、議案第1号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

次に、農地関係として農地関係議案第1号から第5号まで、農政関係は「利用意向調査及び貸したい農地一覧について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において石川千壽子委員と山口三七夫委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

まず「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

【藤田事務局次長】

議案第1号、農地利用最適化推進委員の辞任について、眞鍋哲哉委員より辞任の申出がありましたので、農業委員会等に関する法律第23条の規定により、当会の同意を求めます。

2 ページを御覧ください。

農業委員会等に関する法律第 23 条及びその解説がありますので、御覧ください。

推進委員は、正当な辞任の理由があるときに、農業委員会の同意を得て辞任することができます。推進委員は、地方公務員ですが、その就任は公法上の権利に基づくものであることから、本人の意思によってその職を辞任することは認められなければなりません。しかし、一度、地方公務員として法律上の権限を付与され、公務遂行の義務を負荷された以上は、恣意的にその進退を決するべきではないことは当然です。

そこで、委員の辞任の要件として、辞任について正当な理由があることと、農業委員会の同意を要すると規定されています。辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い一般の良職に基づいて判断すべきです。農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決すなわち総会出席委員の過半数の賛成によって行います。

辞任の理由は、体調不良のためです。

以上で説明を終わります。

【藤田会長】

ありがとうございました。

議案第 1 号「農地利用最適化推進委員の辞任について」ただいま事務局から説明がありました。このことについて何か御質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、委員の皆さんにお諮りいたします。

眞鍋哲哉委員の辞任について同意される方は挙手をお願いします。

挙手多数につき、眞鍋哲哉委員の辞任については、農業委員会総会において同意されました。

なお、本日、眞鍋哲哉委員が辞任のあいさつのためお見えになる予定でございましたが、欠席いたしますとの御連絡を承っております。眞鍋哲哉委員につきましては、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げたいと思います。

【藤田事務局次長】

そうしましたら、農地利用最適化推進委員の眞鍋哲哉委員の辞任に伴い、準備が出来次第、新居浜市ホームページに掲載し、公募を実施いたします。

【藤田会長】

続きまして、農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号までは決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【藤田事務局次長】

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法附則第5条（農用地利用集積計画に関する経過措置）の規定による農用地利用集積計画でございます。

内容といたしましては、田4筆 2,557㎡、畑5筆 6,021㎡でございます。

2ページをお開きください。

3番の1-1さんから8番の1-6さんまでの6件でございまして、内訳といたしましては、新規設定が6件。期間は、4年2ヵ月間が1件と5年2ヵ月間が4件、10年2ヵ月間が1件です。利用権の種類は、使用貸借権が5件、賃貸借権が2件となっております。

以上の計画内容につきましては、新居浜市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合するものであること等を確認いたしております。

御審議、よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、3番から8番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の賃貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転につい

て」の9番及び10番は関連しておりますので、併せて議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃貸借権設定で、1番の1件でございますが、先程会長から説明がありましたとおり、議案第3号9番及び10番の所有権移転につきましても、譲受人が同一ですので、併せて説明させていただきます。

4ページをお開きください。

議案第2号4番、垣生三丁目、垣生字サコノ谷及び垣生字笹谷、畑4筆、1,558㎡、続いて6ページをお開きください。議案第3号9番、垣生字サコノ谷、畑1筆、1,173㎡、及び10番、垣生三丁目、畑2筆、1,215㎡、譲受人は2-1さん。

譲受人は愛媛県の農業大学校に就学歴があり、今回、市内へ移住し新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得及び借り受けるため、申請が提出されたもので、許可後の作付けは果樹を予定しております。

以上、議案第2号4番、議案第3号9番及び10番の事案につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙調査書の1ページ目に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明にかかる現地調査の結果ならびに補足説明については、私が地元委員となりますので報告をいたします。

今回の件についてですが、事務局からも説明がありましたように、新規で果樹を栽培したいとのこと。若い夫婦でして、最近では非常に珍しいケースでございます。常緑果樹をしたいと最初に相談を受けました。常緑果樹を作れるような南向きの農地、そしてなるべく山が低いところで霜の被害も少ないようなところとなると、新居浜では大島と垣生ではあるということでしたが、その中でも南向きの斜面は数少ないです。そういったときに、申請者本人が垣生に行っているいろいろ調べてきましたとのことでした。地域の方々にも説明し、みなさん好意的にいろいろお世話をしてくれたとのこと、今回の申請が出されました。

賃貸借契約のところは保全管理しておりましたが、あとはそもそも耕作されておらず木が生えたりしていました。所有権移転となると、一番心配なのは境界がわかりにくいということです。境界がはっきりわからないと、権利がありますので、所有権移転はできないので、まずは境界をはっきりさせないといけません。本人たちも努力をして、数

少ない山のことがわかる人に聞いたり、我々もいろいろな人に聞いていると、だいたいこの辺が境界だろうというところがありましたので、私も何度も山に行ったり、本人たちも話を聞いたりして、これなら大丈夫であろうということで今回申請が出されました。いきなり来て耕作を始めるといのは、地域の方と何かトラブルでもあったときに困るし言われたりもするかもしれないので、地域の方ときちんと話をしておいてくださいということも言っております。本人たちも十分わかっているとのことです。

常緑果樹をしたいということで、今までは3反要件もあり、新規でいきなり果樹をするということはあまりありませんでしたが、農業大学校に入って研修していたりするので意欲は感じられます。栽培のことについて心配はありますが、前向きですし、周りの方もやるなら続けていってほしいということも言われています。まだ苗を植えていないので、農機具もあまり持っていません。もともと耕作放棄地でしたので、まずは重機を入れています。本人たちの意欲も前向きですし、地域の方も耕作放棄地をしてくれるとのことで、喜んでいきます。それが続いていくようにと思っています。これから、もっと拡大していきたいとのことです。

以上、議案第2号1番と議案第3号9番及び10番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

それともう一点、今は市内に住んでおりませんが、今後新居浜に引っ越してくるとのことです。

(加藤委員挙手)

【加藤委員】

隣接している人の分は、全員把握できているのですか。

【藤田会長】

ひとつ、上に6畝か7畝程の農地があって、その所有者は台帳上の名前を見て近所の方に聞いてもわかりません。現地はのり面があって、畝順帳や野取図を見るとひとつの地番ということは確認できております。

【加藤委員】

今後、ますますこういう案件が増えると思うので、近所の方がだれもわからないというような、了解がない場合でも所有権移転できるということですか。

【井上主任】

農地法上の許可要件といたしましては、周辺の農地への影響があるかどうかということになるので、相続人が不明といったところは営農していないところがほとんどだと

思いますので、許可要件でいう周辺の農地に影響があるかと言われると、農地法上の審査では言いにくい部分があると思います。あくまで、境界に関しては民々の話になってしまいます。

【藤田会長】

法務局の構図も現状と違ったりしますから、なかなか難しいです。3条はここで決まりますから、農業委員会として無責任なことはできません。わかるところは今後申請できても、わからないところはそのままにしといてもらわないといけなくなってくるのではとも思います。

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地の賃貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転について」9番及び10番を原案のとおり決定させていただきます。

5ページを御覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は4件となりますが、9番及び10番の2件については先ほど関連議案として議案第2号と併せて御審議いただきましたので、11番から説明させていただきます。

7ページを御覧ください。

11番、菘生字本郷、田1筆、面積204㎡、譲受人は市内在住の3-1さん。

譲受人は現在9反8畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、既耕作地に隣接する申請地を取得するため、申請が提出されたもので許可後の作付けは水稻を予定しております。

12番、阿島四丁目、畑5筆、面積639㎡、譲受人は3-2さん。

譲受人は農地所有適格法人として現在1町ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、既耕作地に近い申請地を取得するため、申請が提出されたもので、許

可後の作付けは季節野菜を予定しております。

以上、11番及び12番のいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙調査書の2ページ及び3ページに記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、11番は高橋秀実委員から、12番は寺尾俊行委員から、それぞれ報告をいただきます。

まず、高橋委員お願いします。

【高橋委員】

それでは11番について説明させていただきます。

1月20日土曜日に現地を見に行き、譲受人の父にも話をさせてもらいました。2年程前にも同じ申請を出しており、その農地の隣接する北側が今回の申請地になります。

譲受人本人と両親、祖父母が申請地の近くに住んでおり、農機具も所有しております。

周辺農地への影響も問題ないと思われます。

よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

次に、寺尾委員お願いいたします。

【寺尾委員】

今回の申請は、令和3年9月、令和5年12月、今回が3回目の申請になります。季節野菜を耕作しています。

1月23日に調査しました。なかなか思うようにいかないこともありますが、確実に前に進めていくつもりというお話を伺っています。

草刈りはしっかりしており、季節野菜もしっかり作っていくとのことでしたので、周辺農地への影響もないと思われますし、耕作意欲も十分ありますので、許可しても問題ないと思われます。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、11番及び12番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は2件です。

9ページを御覧ください。

2番、篠場町、畑1筆、申請人は4-1さん。

内容は自己住宅1戸78.66㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断されます。

3番、沢津町三丁目、田1筆、申請人は4-2さん。

内容は貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断されます。

以上、2番及び3番の事案につきましては申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしく申し上げます。

【藤田会長】

以上、2番及び3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょう

か。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

10ページをお開きください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第5号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は11件です。

11ページを御覧ください。

19番、南小松原町、畑1筆、譲受人は5-1さん。

内容は自己住宅1戸144.50㎡、一体利用地として、宅地141.13㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

20番、星原町、田1筆、譲受人は5-2さん。

内容は事務所及び倉庫2棟47.78㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

21番、沢津町三丁目、田1筆、譲受人は5-3さん。

内容は自己住宅1戸101.85㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

22番、河内町、田2筆、譲受人は5-4さん。

内容は宅地分譲4区画、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

23番、高田一丁目、田1筆、譲受人は5-5さん。

内容は貸し露天駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

24番、船木字高祖、畑2筆、譲受人は5-6さん。

内容は露天車両置場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

13ページを御覧ください。

25番、船木字高祖、田1筆、譲受人は5-7さん。

内容は自己住宅1戸105.99㎡、農地区分は申請地から概ね300m以内に新居浜ICが存在するため第3種農地であると判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

26番、庄内町一丁目、田5筆、畑1筆、譲受人は5-8さん。

内容は店舗1棟1522.13㎡、一体利用地として、雑種地74.00㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。権利区分は賃借権で期間は31年です。

27番、垣生四丁目、畑1筆、譲受人は5-9さん。

内容は自己住宅1戸89.83㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

14ページを御覧ください。

28番、坂井町二丁目、畑1筆、譲受人は5-10さん。

内容は自己住宅1戸96.05㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

29番、坂井町二丁目、畑1筆、譲受人は5-11さん。

内容は自己住宅1戸64.58㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、19番から29番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

御審議の程、よろしく申し上げます。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、19番から29番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

続きまして、15ページを御覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

ここで、暫時休憩をいたします。14時20分から再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。「利用意向調査及び貸したい農地一覧について」事務局から説明をお願いします。

【中島係長】

農地における利用の意向調査についてです。

昨年、8月と9月に行いました農地パトロールの結果、新規に遊休農地と判定された所有者等に、昨年11月と12月に郵便にて意向調査を送付した結果を報告いたします。

今回、新規に遊休農地となった69件に郵送し、1月末現在45件の回答がありました。回答の内訳としては、1「農地中間管理事業を利用します」が2件、2「自ら所有権移転等の権利の設定もしくは移転を行います」が4件、3「自ら耕作」が11件、4「その他」が28件、その他の内容といたしましては、自ら草刈り等の管理をする、農業委員会であっせんを依頼等でした。

次に、お手元に配布しております、「令和5年度利用意向調査未回答分リスト」をお目通しください。こちらのリストは、意向調査を郵送いたしましたが、返事のない人のリストになりますので、委員の方で情報をお持ちの方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。

また、来年度につきましても、7月から8月にかけて農地パトロールを例年どおりの方法で実施の予定としておりますので、よろしく願いいたします。

次に、お手元に配布しております、「貸したい希望一覧」をお目通しください。

こちらの一覧表は、過去の台帳調査の際や、事務局の窓口にだれかに耕作してほしいと申請されたもの、また、夏に行った農地パトロールの結果、遊休農地となった農地の所有者へ実施した意向調査により、貸したいと希望があった農地の一覧になります。貸したい希望の農地については、事務局に置いている地図に色塗りもしていますので、リ

ストと併せて今後の活動の参考にしていただき、担い手への農地の集積と遊休農地の解消に御協力いただきたいと思います。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はありませんか。

(近藤(孝) 委員挙手)

【近藤(孝) 委員】

貸したい希望一覧を見て、思ったより少ないと思います。これに出ていないということは、何か耕作をしているとか、管理しているということになると思うのですが、貸したいと思っている人は相当いると思うのですが、こんなものですかね。

【藤田会長】

調査しているときに、前向きにいろいろ考えている所有者の方もいますし、もうほっておいてほしいという方もおります。最近では、土地に対する思いも非常に薄くなっているように思います。以前は、土地は資産なので、そのなかで耕作したりしていましたが、生産者価格が安くなっていたりして、便利な農地でも耕作されていないこともあります。そうかと言って、貸したい希望があるかというところでもない方もいます。それぞれ人によって考え方が違います。農地によっても、鳥獣被害があったり、災害で土砂が流れ込むかもしれないところであったり、とにかくいろいろあるのが現状です。事務局の方も、すべての人の意見を集約できているわけではないと思います。

【近藤(孝) 委員】

この一覧は、事務局の方で管理しているということですよ。

私が近所の人と話していただだけでも、7割8割ぐらいの方が、だれか耕作してくれないかと言われます。そういった方に、こういう貸したい希望を出せるということも言ってもいいですよ。

【藤田会長】

農地を管理するにも、管理費だけでも何万もかかります。機械がないとできなかつたり、肥料代等もかかります。いろいろなことがだんだんと厳しくなっています。

よく、貸したい希望に出しているのに何もしてくれないと言われる方もおりますが、借り手がいなければ何もできません。借り手がなかなかいないというのが現状です。

(神野(明) 委員挙手)

【神野（明） 委員】

教えてもらいたいののですが、貸したい希望一覧に調査という欄がありますが、そのなかに「農地台帳調査」と「利用意向調査」と「あっせん」とありますが、これはどういった違いがあるのですか。

もうひとつは、署名のところに×が入っているのといないのがありますが、これはどういったことですか。

【中島係長】

まず、「農地台帳調査」というのは昨年度まで農業委員のみなさまに1,000㎡以上農地を所有している方に農業委員さんが調査して、そこで聞き取りした際に、貸したい希望があった方になります。「利用意向調査」は、農地パトロールしていただいた分から意向調査を実施して、その際に貸したい希望があった分になります。「あっせん」につきましては、事務局の窓口で相談があった場合になります。署名欄に×が入っている方に関しましては、ホームページに掲載してほしくないという希望があった方になります。×がない方に関しましては、ホームページにも掲載しております。

【神野（明） 委員】

これを見て、だれか耕作したいという方はいましたか。

【中島係長】

年間、何件かではありますが、ホームページを見られて農地を借りたいという相談もあります。再度、所有者に連絡して意向を確認して、貸したいという希望があれば、借りたい方と貸したい方とのマッチングに進んでいっております。

【神野（明） 委員】

窓口まで来るということは、かなり困っていると思います。そういった方に、フォローアップで回答もしてあげないといけないのではと思います。

【藤田会長】

そもそも担い手がいないと、成立できません。

【中島係長】

会長もおっしゃられたように、担い手がいないと厳しいです。これから、地域計画を新居浜市で10地区に分けて作成していきます。そのなかで、認定農業者さんを中心に担い手の方に対しても、貸したい希望の一覧のリストを提示させていただきますので、

農地を借りたいと言われた方がいた際には、積極的にマッチングを図ろうと思っております。

【藤田会長】

今、説明がありましたが、これから地域計画を作成していきます。担当課は農林水産課で、それに我々農業委員、また土地改良区等が入って、地域ごとの話し合いを進めていきます。ひとりでも、農地を増やして耕作したいという方がいればいいですが、なかなか経費がかかり過ぎたりして、現状は難しいことかなとも思います。

(神野(鉄) 委員挙手)

【神野(鉄) 委員】

この情報というのは、借りたいという方が出てきたときに情報を提供してもかまわないということですか。

【中島係長】

そうですね。情報提供していただいても構わないです。

【藤田会長】

いろいろな調査をしたり、窓口で聞いた分でこれだけですから、近藤孝志委員さんも言うておりましたように、これ以上に耕作されていないところはたくさんあります。地域のなかでいろいろ相談に乗って、一筆でも耕作していない農地が減っていけばと思います。そういったときは、事務局にも連絡していただきたいと思います。この一覧表以上に、みなさん、地域のことを把握されていると思います。

他にございませんか。

事務局から連絡事項があります。

【中島係長】

<連絡事項説明>

【藤田会長】

ありがとうございました。

いろいろなことを申し上げましたが、以上をもちまして、第7回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員